

人事・労務を見つめる・・・



令和元年6月号 Vol.150



「大好きな景色」 撮影者 池村 瑠莉香撮影地 神奈川県藤沢市 江の島

#今月のTOPICS#

【人事·労務】

- 外国人労働者の雇用検討
- ・労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い のために事業者が講ずべき措置に関する指針」が 策定されました。

【その他】

- ・都道府県別にみる中小企業の数
- ·春·夏·冬のはなし Vol.102
- ・今月の書籍紹介 「メモの魔力」
- •6月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する 社会保険労務士を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業(弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等)との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145 理念:「共に学び、共に育み、共に分かち合う」 http://www.nozomiplanning.com/



◆人事労務◆

■ 外国人労働者の雇用検討

多くの企業が「人手不足」に悩んでいます。ご存じの通り、日本の生産年齢人口は1995年をピークに減少に転じていて、総人口もすでに減少をはじめています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(出生中位・死亡中位推計)によると、総人口は2048年に1億人を割り、2060年には8,674万人にまで減少すると推計されています。総務省統計局の集計によると平成30年11月1日の時点で日本の人口は1億2645万なので、2060年と比較して3,971万人の人口が減ることになります。今の人口が多い都道府県の4県がそれぞれ東京都(1,384万人)、神奈川県(917万人)、大阪府(882万人)、愛知県(753万人)で合計が3,936万人になるので、その都道府県がゴーストタウンになった状態が日本の未来像ということになります。出生率が大きく上がる見込みもないため、人口がどこかで多くなり、人手不足が解消することはなさそうです。

そういった状況を踏まえて政府は、「14業種で初年度に最大4万8000人、5年間で35万人、5年後には145万人が不足する」との試算を発表し、現行の高度専門または技術分野の「高度人材」に加えて、労働力不足が目立つ分野において単純労働ではない一定の専門性や技能を有する「中度人材」についても、企業側が受け入れられるように在留資格を広げようというのです。具体的には在留資格「特定技能」が新設され、2019年4月から利用可能となっています。ただ、どの会社でも0Kということではなく、14の業種に限定されています。その14業種とは、①建設業、②造船・舶用工業、③自動車整備業、④航空業、⑤宿泊業、⑥介護、⑦ビルクリーニング、⑧農業、⑨漁業、⑩飲食料品製造業、⑪外食業、⑫素形材産業、⑬産業機械製造業、⑭電気電子情報関連産業、となります。

似た仕組みに在留資格「特定技能」とは、2019年4月から導入が予定されている新しい 在留資格で、深刻な人手不足と認められた14の業種に、外国人の就労が解禁されます。 よく似た制度に「技能実習」というものがありますが、技能実習は外国人の方に日本の進 んだ【産業技術】を身につけていただき、本国でそのスキルを活用して産業発展に役立て

ていただくことを目的とした制度です。そういったことから飲食業や宿泊業といったサービス業には適用されず、慢性的な人手不足であるにも関わらず活用することが出来ませんでした。そういった意味では、今回の改正は大きな変更であると言えます。

人材不足を解消させるために外国人の労働者を多く受け入れると次に起きてくるのが、文化や習慣の違いにより発生する労務トラブルです。特に金銭的なことや規律的なことについては書面で説明して合意をしておく必要があり、言った言わなかったのトラブルが起きやすい傾向にあります。これからの少子高齢化の流れの中で外国人の労働者を雇用できる状況にすることは、重要なことです。是非、自社でもそれらの時代を踏まえて外国人雇用をご検討ください。



■ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために 事業者が講ずべき措置に関する指針」が策定されました。

今回は、厚生労働省より公表されました「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いの ために事業者が講ずべき措置に関する指針」についてご紹介致します。【適用:2019年4月1日】

指針の内容

「労働者の心身の状態の情報の取扱いに関する原則」を明らかにし、事業者が策定すべき 取扱規定の内容、策定の方法、運用などについて取り纏めたものです。

指針の背景

働き方改革を踏まえた今後の産業医・産業保健機能強化について、「事業者は医師等による面接指導や健康診断の結果等から必要な健康情報を取得し、労働者の健康と安全を確保することが求められているが、その中には労働者にとって機微な情報も含まれていることから労働者が安心して産業医等による健康相談等を受けられるよう、また事業者が必要情報を取得し労働者の健康確保措置を十全に行えるよう適切な取扱いが必要」とされました。

上記により、事業者は「労働者の健康情報を収集、保管、又は使用するにあたっては、 労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を収集し、当該収集の目的の範囲内 でこれを保管し使用しなければならない」とされ、厚生労働大臣は「事業者が講ずべき措 置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針」を公表することとされました。

これにより、事業者は健康情報等の適正な取扱いのために、労使の協議により各種情報を取扱う目的、方法、権限について取扱規程に定め、労働者に周知する必要があります。

■取扱規程に定めるべき事項

- (1) 健康情報等を取り扱う目的及び取扱方法
- (2) 健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲
- (3) 健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人の同意取得
- (4) 健康情報等の適正管理の方法
- (5) 健康情報等の開示、訂正等の方法
- (6) 健康情報等の第三者提供の方法

など9項目

項目

■取扱規程の策定方法のまとめ

- ★健康情報等に関する取扱規程は、労使の協議により策定することが求められます。
- ★常時 50 人以上の事業場においては、衛生委員会等において審議することが求められます。 (常時 50 人未満の場合、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることが求められます)
- ★取扱規程を検討又は策定する単位については、運用の実情を踏まえ、企業単位も可能です。

【参考URL】

- ・労働者の健康情報等の取扱規程の作成手引き http://roumu.com/pdf/kenkokitei.pdf
- ・健康情報等の取扱規程(ひな形) http://blog.livedoor.jp/shanaikitei/archives/55677065.html







■ 都道府県別にみる中小企業の数

国内企業の数は減少を続けています。ここでは、2018年12月に発表された資料※などから、都道府県 別に中小企業等の増減をみていきます。

◇減少を続ける中小企業等の数

中小企業庁の発表によると、2016年の中小企業・小規模事業者(以下、中小企業等)の数は357.8 万社で、2014年に比べて 6.1%減少しました。なお 2014年の時点でも、2012年に比べて 1.1%の減少 となっています。

◇全都道府県で減少

2016年の都道府県別の中小企業等の数と2014年からの増減をまとめると、下表のとおりです。中小 企業等の数は東京都と大阪府、愛知県で20万社を超えています。増減率をみると、中小企業等と小規 模事業者ともに、すべての都道府県で減少していることがわかります。

後継者不在や人手不足、売上の減少など、課題を抱える中小企業は少なくないでしょう。

加えて、働き方改革が始まり、今までの働き方を変えていかなければいけない時代になっ てきましたので、お困りのことがあれば、ぜひご相談ください。 2016年の中小企業等の数と 2014年からの増減率(社、%)

	中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率		中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率
総計	3,578,176	-6.1	3,048,390	-6.3	三重県	51,486	-6.1	44,188	-6.5
北海道	141,386	-6.4	120,299	-6.5	滋賀県	34,608	-5.2	29,578	-5.3
青森県	39,824	-4.9	34,417	-5.2	京都府	79,023	-6.7	68,022	-6.9
岩手県	37,235	-3.7	32,022	-3.7	大阪府	270,874	-7.5	227,963	-7.7
宮城県	59,314	-3.8	50,049	-4.0	兵庫県	144,748	-6.4	122,808	-7.0
秋田県	33,096	-5.7	28,833	-6.0	奈良県	31,526	-5.3	27,128	-5.6
山形県	38,726	-5.3	33,879	-5.7	和歌山県	34,367	-5.2	30,242	-5.8
福島県	58,639	-4.8	50,943	-4.9	鳥取県	16,059	-6.2	13,690	-6.9
茨城県	79,443	-5.7	69,352	-5.9	島根県	22,167	-5.8	19,260	-6.1
栃木県	60,058	-5.4	52,610	-5.6	岡山県	52,368	-5.2	44,595	-5.1
群馬県	64,907	-5.6	56,623	-6.0	広島県	82,962	-5.1	70,693	-5.2
埼玉県	161,341	-6.3	139,968	-6.5	山口県	38,933	-5.0	33,187	-5.4
千葉県	120,789	-6.3	103,338	-6.4	徳島県	25,345	-5.8	22,333	-6.2
東京都	413,408	-7.7	336,759	-7.6	香川県	30,883	-5.7	26,628	-6.1
神奈川県	187,428	-6.3	158,796	-6.3	愛媛県	43,500	-5.2	37,666	-5.9
新潟県	76,136	-5.4	66,191	-5.8	高知県	24,997	-5.2	22,054	-5.5
富山県	34,613	-5.7	29,571	-6.1	福岡県	135,052	-5.6	112,884	-5.7
石川県	40,430	-5.6	35,032	-5.8	佐賀県	24,423	-4.3	20,817	-4.6
福井県	29,210	-4.6	25,413	-4.9	長崎県	41,793	-4.5	36,201	-4.4
山梨県	30,677	-5.6	27,179	-6.0	熊本県	47,815	-9.3	40,955	-9.6
長野県	73,189	-5.4	64,708	-5.7	大分県	34,711	-5.4	29,853	-5.5
岐阜県	70,731	-5.0	61,315	-5.3	宮崎県	34,819	-5.7	30,141	-6.0
静岡県	119,807	-6.0	103,900	-6.4	鹿児島県	49,915	-5.3	43,624	-5.5
愛知県	208,310	-5.6	172,235	-6.3	沖縄県	47,105	-4.2	40,448	-4.3

中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」より作成

※中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」

http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htmhttp://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.





101102 八崎さんの

春・夏・冬のはなり





一気にしない血糖、血圧、不整脈 一

今では大抵の人が知っている"HbA1c"(ヘモグロビン・エー・ワン・シー)。医師からこの 血糖値 6.8 を示しながら「糖尿病の投薬を始めましょうか」と言われたのが丁度 3 年前。その時 私の答えはノーだったが、次回の健診時は笑えるようにと、その日から飲食を改めることにした。 "今さら糖尿といわれても"のエッセイを本欄に書いたのはこの頃であった。

先ずは昼食の麺類は主として野菜と果物に、そして晩酌のあと、ほとんど満腹に近い状態だのに惰性のように食べていた茶漬けはカット。というより事情を知った家内が、私の"茶漬け!"を聞く前に頃を見計って箸や食器を片付けてしまうのだ。次に夏はビール、冬は日本酒だった晩酌は四季を通して焼酎一本に。日本酒では冷酒、ぬる燗、熱燗など温度の違いだけを賞味するのだが、アルコール度数の高い焼酎では色んなもので割ったり加えたり、内容そのものを変える多様な飲み方ができるのを楽しむようになってきた。

余り知られていないが、焼酎には甲類と乙類があり、甲類は連続式蒸留機を使用し、無色透明、味や香りにくせがなく、度数もホワイトリカーに代表される35度が中心。それに対して乙類は、単式蒸留機で一度しか蒸留しない為、原料のいもやむぎの風味、香りなどが残った焼酎となる。私達が普段飲んでいる焼酎はほとんど25度の乙類であり、甲類は梅焼酎などの果実酒を作る時に使用するものと思っていたのだが、色んな飲みもので割っている時に教えられたことがある。それは焼酎を緑茶やウーロン茶、紅茶などで割る時は、原料の香りが残っていない甲類の方が合わせやすいというのだ。勿論アルコール度数が異なる為にロクヨン(焼酎6:水4)ではなくヨンロク程度に薄める必要があるだろう。

最近は炭酸水で割り、レモン汁などを加えてチューハイにして飲む人が増えているという。オレンジやユズ、ライム、グレープフルーツなど多種のカンチューハイが市場に出ている関係で、自分で作ろうという人が増えてきたのだろうか。私がハマっているのは焼酎4に梅焼酎1、レモン一切れを浮かべ気温に応じて湯割りや水割りに。

ゆっくり食事をしながら先づはロックでちびりちびりと焼酎本来の風味を味わい、そのうちに 氷が溶けてくると水割りとなってごくり、この焼酎を2度楽しむには何といっても"大阪焼酎" が一番である。酒粕を原料として作られた日本で唯一の焼酎で、新酒ともブランデーともいえる 風味は類をみない。

さて昔は焼酎といえばいも、即ちサツマイモを原料としたもので、酒造メーカーから漏れてくる強烈な匂いに思わず鼻をつまんで小走りで逃げたものだ。それが万人受けの為に、匂わないナットーと同じように消臭?で物足りないという人も多い。そば、むぎ、米が加わり、更に奄美大島産で特有の甘みとコクを持つサトウキビを原料とする黒糖焼酎も忘れられない。

最近まで私が焼酎とは別物と思っていたのが泡盛である。沖縄県の伝統的なれっきとした焼酎で、タイ米を原料とした濃醇でまろやかな舌触りが楽しめる。

このように多種の焼酎、飲み方をほぼ1ヵ月単位で替える晩酌をしながら定期健診を受けていた私だが、最初の6.8は半年後に6.4に。しばらく足踏みのあと6.2。令和に入ってつい先日の健診結果も6.2を維持。新しく受け持ちに代った若い医師が「5年先、10年先に糖尿病にならない為に薬を飲みますか?」。私「この歳で?」「…でしょう。今のままの生活を続けて結構…」更に7年前、私が登院のきっかけとなった脈がとぶ"不整脈"の薬と、かねてから不必要だと思っていた降圧剤一種も、「もはや飲む必要はありません」とカット。医師が代われば検査も薬も、コメントも一変。るんるん気分でその夜一人で乾杯する私でした。

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書 "エイズ"、"京薬会の120年の軌跡"等執筆。





今月の書籍紹介~一押しの一冊をご紹介します~



『メモの魔力』 著者 前田裕二 (出版社: 幻冬舎 1400円+税)

書店で表紙を見たときにふと思い出したのが新社会人として間がない頃、上司から「メモをとれ!」とよく言われたことでした。

社会人として給与を貰うということはプロであるということ。そして、プロであるなら責任をもって仕事をすること。その為にはミスを少なくする必要があり、メモすることが重要であるということでした。そんな経緯もあり興味を持った本著ですが、「メモの魔力」とはよく言ったものでメモというものでここまで出来るのかという驚きでした。

著者が本著で書かれていることすべてを実践することは難しいかもしれません。また、個々の立ち位置により理解しにくいところもあるかもしれません。そんな場合であっても、我々自身が就職活動でやったときのような「自己分析」をするのにもメモが役立つことから部分的にも活用できると思います。

本著のなかでも『「あなたはどういう人間ですか?」「何がしたいのですか?」「一番大事にしていることはなんですか?」と突然聞かれて、とっさに答えられる人はなかなかいないでしょう。』との記述もあり、私自身もそうかもしれないと思いました。

メモは、備忘録程度の活用が中心でしたが、「ファクト→抽象化→転用」の形をとれるようになればまさに「魔力」になることでしょう。

仕事を通してのメモの活用ということだけでなく、自分自身の内面と向き合い、「自分がどういう 人間なのか?」など人生の軸、人生のコンパスを手に入れることにも役立つと思います。まずは、 簡単なものからメモの活用をしてみませんか。

活用の方法などについては、いままで読んできたビジネス本にも通じる部分があると思います。 とくに「メモで夢をかなえる」という目標などをリストアップすることで具体化していくことなど はいろいろな書籍でも紹介されているかと思います。

巻末に特別付録として自己分析 1000 問というものがあります。自分の原点に立ち返るきっかけ にこちらも是非やっていただけたらと思います。

(執筆 河合茂貴)





<6 月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

3 日

○労働保険の年度更新手続の開始

<7月10日まで>「労働基準監督署]

10 日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵 便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以 降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安 定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働 基準監督署]

○特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便 局または銀行]

7月1日

- ○個人の道府県民税・市町村民税の納付
- <第1期分>「郵便局または銀行」
- ○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金 事務所]
- ○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況 報告書の提出 [公共職業安定所]
- ○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

~ちょっとブレイク~



撮影者のコメント

「私の実家は鎌倉です。GWに帰省した際、 鎌倉から江の島へと続く海沿いの道路より撮 影したものです。この日はGWの中で一段と お天気に恵まれ、初夏の陽気を感じることが できた気持ちのいい日でした。

帰省すると必ず訪れるマイ充電スポットです。皆さまの充電スポットはどこですか?鎌 倉にいらしたときは、ぜひ訪れてみてください。」

撮影者 池村 瑠莉香

当事務所より一言

私が住む地域では、力仕事や人手が必要な時のお助け隊として「オヤジの会」なる有志の会が数年前から活動しています。小学生の子供を持つ30数名の父親で構成されていて、私もメンバーとして名を連ねています。

子供会や夏祭りといった地域の活動では、テントや舞台の準備が必要ですが、子供会のママ役員さんたちや自治会の老年役員さんたちだけでは大変なので、仕事の合間を縫って力仕事をサポートしようという趣旨で始まりました。

「去る者追わず来るもの拒まず、できる人ができるときにできることを」、というモットーで活動中ですが、そこは男子。自然に酒を酌み交わすようになり、スポーツを楽しむようになり、夏祭りでは出店を構えるまでに。そして子供の授業参観に、見知ったパパ友がいるのは、とてもいいものです。地域の役に立てばと始めたことが、多くの友人を得られるオプションまでついてきたのは望外のことでした。

先日、70歳までの雇用確保措置を企業に努力義務として課す法案が策定中、とのニュースが報じられました。健康寿命が延びて人口が少なくなる以上、70歳近くまで働くトレンドはもはや避けられませんが、それでもいつか来るリタイアメント。その時に自分の住む地域とどう関わっていられるか、「オヤジの会」は考えるきっかけとなりました。

弊社は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役にたてるよう日々、東へ西へ奔走しております。

「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかれば どこでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業 規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会 保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。今月 ものぞみプランニングレポートをお届けできることを 嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に 心より感謝申し上げます。

皆様のお役に立てるよう社員一同精一杯頑張る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

b v 伴野 史明

